

地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業

- 地方においては、行政サービスを提供する地方自治体の支所等の廃止や、生活に必要な公共的な役割を担う企業（民間金融機関等）が撤退する地域も増加。
- 自治体が郵便局を活用し、地域に必要な機能の維持を図るとともに行政事務の効率化・生活支援サービスの充実・強化による住民利便の向上・地域経済活性化に繋げるために、コミュニティ機能の改善・強化事例の創出・横展開に資する実証を行い、「郵便局のコミュニティ・ハブとしての活用」を推進。

法令上、郵便局は、あまねく全国において利用されるよう設置が義務づけられるとともに、**地域において一定の公的な役割を果たすことが期待されている※**

※郵政民営化法第7条の2、
日本郵便株式会社法第1条

地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業



(事業主体) シンクタンク(シンクタンクを事務局として自治体の実証を実施)

(事業スキーム) 実証事業(請負)

令和7年度予算額 150百万円(新規)